指定居宅サービス

訪　問　介　護

第１号事業　日常生活支援総合事業

[重要事項説明書]

利用しようと考えている指定介護サービスについて、契約を締結する前に行って置いて頂きたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば遠慮なく質問をして下さい。

Ⅰ　事業者

１	所在地	島根県浜田市熱田町 705 番地１
２	名　称	有限会社　ホットケアセンター
３	代表者	代表取締役　　山根　優子
４	会社設立年月日	平成１６年１２月２０日

Ⅱ　事業所の概要

１	事業所の種類	指定訪問介護事業所　平成１７年　６月　１日指定 指定第１号事業所　訪問介護サービス A(緩和型・従来型) 平成２９年　４月　１日指定 （事業者番号）３２７０７００５５６
２	事業所の名称	介護屋さん　ほっと
３	事業所の所在地	島根県浜田市熱田町 705 番地１
４	電 話 番 号	０８５５－２５－５４３９
５	管理者	藤田　麻紗子
６	開 設 年 月 日	平成１７年 ６月 １日
７	通常事業の実施地域	旧浜田市
８	営業日及び営業時間	営 業 日：１年　３６５日 営業時間：午前８時３０分～午後１７時３０分
９	併 設 事 業 所	訪問看護ステーションほっと 介護プランほっと ほっとリハ 看多機ほっとの家・港町 看多機ほっとの家・熱田 有料老人ホームほっと 定巡ほっと・くるくる
10	提供するサービスの第三者評価の実施の有無	実施なし

Ⅲ　事業の目的

有限会社ホットケアセンターが開設する「介護屋さん　ほっと」(以下「事業所」と言う。)は介護保険法等関係法令に従い、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が居宅においてその有する能力

に応じ可能な限り自立した生活ができるよう支援し、指定訪問介護および指定第１号事業 介護予防訪問介護(従来型)、介護予防訪問介護(緩和型)を提供することを目的とします。

Ⅳ　当事業所の運営方針

１　事業所の訪問介護員等は、在宅における現生活を支援し、自立した日常生活を営むことができるよう、ニーズに沿った介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

Ⅴ　勤務体制（令和８年10月現在）

１　員　　数　　訪問介護事業　及び　介護予防訪問介護(従来型)

管理者　　１名（常勤兼務）
サービス提供責任者　８名（常勤兼務）
介護員　常勤換算方法で2.5名以上
（内、介護福祉士の割合100分の30以上）

介護予防訪問介護(緩和型・従来型)

管理者　　１名（常勤兼務）
サービス提供責任者　１名（常勤兼務）
介護員　常勤換算方法で2.5名以上
（内、介護福祉士の割合100分の30以上）

２　職務内容

①　管理者は、所属職員を指導監督し適切な事業の運営が行われるよう統轄します。

②　サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、管理者の指示を受け利用者の申込みに係る調整、訪問に係る一切、関係機関との調整、訪問介護員への指導・監督、保険請求、諸記録の整理等に従事して、管理者に業務報告を行います。

③　訪問介護員は、サービス提供責任者の指示により、ケアプランに添って利用者の介護業務に従事するとともに、サービス提供責任者に業務報告を行います。

Ⅵ　サービスの内容

１　「介護屋さん　ほっと」は、以下のサービスを提供いたします。

①　身体介護　食事、排泄、体位変換、衣類の着脱、入浴、身体の清拭
洗髪、通院、その他必要な身体介護

②　生活援助　調理、衣類の洗濯・補修、居住等の掃除、生活必需品の買物、
関係機関との連絡、その他必要な家事

③　第１号事業日常生活総合事業においては、従来型サービスと緩和型サービスがあり、従来型サービスは身体介護が必要な場合、認知症状等に専門的な対応が必要な場合に提供いたします。緩和型サービスは日常生活の生活援助サービスを提供いたします。但し、身体介護は行いません。

２　保険給付の範囲外のサービス利用をご希望のされる場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして全額自己負担によってサービスを提供できます。

Ⅶ　利用料金

① **訪問介護**　　特定事業所加算(Ⅰ)を含んだ単価となっております

			ご利用料金　（自己負担）					
			1割負担			2割負担		
サービス内容		提供時間	通常時間帯	早朝夜間	深夜	通常時間帯	早朝夜間	深夜
身体介護	身体介護 0.5	20 分未満	196 円	245 円	294 円	392 円	490 円	588 円
	身体介護 1	30 分未満	293 円	366 円	440 円	586 円	732 円	880 円
	身体介護 2	30 分以上 60 分未満	464 円	580 円	696 円	928 円	1160 円	1,392 円
	身体介護 3	60 分以上 90 分未満	680 円	850 円	1,020 円	1,360 円	1,700 円	2,040 円
	90 分以上の場合		30 分毎に 98 円ずつ加算されます			30 分毎に 196 円ずつ加算されます		
生活援助	生活援助 2	20 分以上 45 分未満	215 円	269 円	323 円	430 円	538 円	646 円
	生活援助 3	45 分以上	264 円	330 円	396 円	528 円	660 円	792 円
身体に引き続き生活援助を行う場合	身体介護 1(30 分) +生活援助 1(20 分以上 45 分未満)		361 円	451 円	542 円	722 円	902 円	1,084 円
	身体介護 1(30 分) +生活援助 2(45 分以上 70 分未満)		449 円	561 円	674 円	898 円	1,122 円	1,348 円
	身体介護 1(30 分) +生活援助 3(70 分以上)		527 円	659 円	791 円	1,054 円	1,318 円	1,582 円
	身体介護 2(60 分) +生活援助 1(20 分以上 45 分未満)		542 円	678 円	813 円	1,084 円	1,356 円	1,626 円
	身体介護 2(60 分) +生活援助 2(45 分以上 70 分未満)		620 円	775 円	930 円	1,240 円	1,550 円	1,860 円
	身体介護 2(60 分) +生活援助 3(70 分以上)		698 円	873 円	1,047 円	1,396 円	1,76 円	2,094 円
	身体介護を行った後、引き続き 20 分以上の生活援助を行った場合、所要時間 20 分から起算して 25 分増すごとに 78 円ずつが身体介護料金に加算されます。							
複数名での訪問の場合	身体介護 1・2 人	30 分未満	586 円	733 円	879 円	1,172 円	1,466 円	1,758 円
	身体介護 2・2 人	30 分以上 60 分未満	928 円	1,160 円	1,392 円	1,856 円	2,320 円	2,764 円
	2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、御契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金を頂きます。							

早朝(午前 6:00～8:00)または夜間(午後 6:00～10:00)に訪問介護を行った場合は、所定単位数に 25%加算されます。また、深夜帯(午後 10:00～午前 6:00)に訪問の場合には、所定単位数に 50%加算されます。

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

② 第１号事業　日常生活支援総合事業

		１ケ月当りのご利用料金(自己負担)	
種別	サービス内容	１割負担	２割負担
従来型サービス	訪問型サービスⅠ　(週１回程度１回当り 60 分)	1,176 円	2,352 円
	訪問型サービスⅡ　(週２回程度１回当り 60 分)	2,349 円	4,698 円
	訪問型サービスⅢ　(週３回程度１回当り 60 分)	3,727 円	7,454 円
緩和型サービス	日常生活の生活援助サービス提供を行います。 身体介護のサービス提供は行いません。 １回当りのサービス提供時間は　45 分です。	１回当り 225 円	１回当り 450 円
加　算	初回に限り初回加算を算定させて頂きます。	200 円	400 円

日常生活支援総合事業利用料金は、従来型サービスと緩和型サービスで利用料金が異なります。

・従来型サービスの利用料金は、１ヶ月毎の定額制となります。身体介護が必要な場合、又は認知症状等に専門的な対応が必要な場合には従来型サービスの利用対象となります。

・緩和型サービスの利用料金は１回当りの単価となりご利用回数を乗じたものが利用料金となります。日常生活の生活援助サービス提供を行い、身体介護のサービスは行いません。

③　加算　その他

<table>
<tr><th rowspan="3">加算</th><th rowspan="3">算定条件等</th><th colspan="6">加算額及び算定対象の可否</th></tr>
<tr><th colspan="3">訪問介護</th><th colspan="3">第１号事業
日常生活支援総合事業</th></tr>
<tr><th>算定</th><th>１割</th><th>２割</th><th>算定</th><th>１割</th><th>２割</th></tr>
<tr><td>特定事業所加算（Ⅰ）</td><td>質の高いサービスを行う体制に対する加算
①計画的な研修実施
②情報やサービスの留意事項の伝達・技術指導を目的とした介護を定期的に開催し、伝達、報告を行い記録に残している。
③文書等による指示及びサービス終了後の報告
④定期健康診断の実施
⑤緊急訪問等における対応方法の明示をしている
⑥訪問介護員総数のうち介護福祉士 30%以上配置
⑦実務経験 3 年以上のサービス提供責任者の配置
⑧訪問介護員総数のうち勤続年数 7 年以上 30%以上配置
⑨前年度又は前 3 か月の利用者の内、要介護度 4～5・認知症自立度Ⅲ以上(重度)の利用者総数が 20%以上である</td><td>対象
●</td><td colspan="2">料金表は
加算済みのものが
記載されています
所定単位数に
20%を加算</td><td colspan="3">従来型
対象外
×

緩和型
対象外
×</td></tr>
<tr><td>訪問介護処遇改善加算（Ⅱ）</td><td>現行の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上、研修実施の取り組み、雇用管理の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とした加算
①介護職員の任用の際における、職責又は職務内容等の要件を定めている
②介護職員の資質向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は機会を確保している
③経験若しくは資格等に応じ昇給する仕組み、又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けている</td><td>対象
●</td><td>所定
単位数
26.6%
加算</td><td>所定
単位数
26.6%
加算
×2</td><td>従来型
対象
●</td><td>所定
単位数
26.6%
加算</td><td>所定
単位数
26.6%
加算
×2</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">緩和型
対象外
×</td></tr>
<tr><td>初回加算</td><td>新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合等の加算</td><td>対象
●</td><td>初月
のみ
200 円</td><td>初月
のみ
400 円</td><td>従来型
対象
●</td><td>初回に
限り
200 円</td><td>初回に
限り
400 円</td></tr>
</table>

					緩和型 対象 ●		
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族から要請を受けて、ケアマネジャーと連携を図り、計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合の加算(※身体介護のみ) ※但し、対応は営業時間内とする	対象 ●	1回につき 100円	1回につき 200円	対象外 ×		
中山間地域加算	国が指定する中山間地域に訪問の場合は、中山間地域加算が算定されます	対象 ●	基本料金に対して 5%加算		従来型　対象 ●	基本料金に対して 5%加算	
					緩和型　対象外 ×		
小規模事業所加算	国が指定する中山間地域等に所在する小規模事業所よりサービス提供を行った場合に小規模事業所加算が算定されます	対象 ●	基本料金に対して 10%加算		対象外 ×		
その他利用料	① 交通費請求の有無	・通常実施地域：無料 ・通常実施地域外：1kmにつき50円 (通常実施地域外から利用者宅までの往復分、但し、中山間地域加算を算定の方は無料)					
	② 実費 (介護保険・第1号事業上、定められたサービス以外は実費を徴収) ※保険外・オムツ・衛生費・介護用品等	・通院介助等にかかる費用は実費（保険外契約） ・オムツ・衛生費・介護用品等にかかる費用は実費					
	③ キャンセル料（急な病状悪化によるキャンセルは除く） ※当日8：30以降はキャンセル料が発生します キャンセルの連絡は前日までにお願いします	予定利用料と同額					

認知症ケア加算（Ⅰ）	①認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の 100 分の 50 以上 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 名未満の場合は 1 名以上、20 名以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 ③当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術指導にかかる会議を定期的に開催	1 割	2 割
		1 日につき 3 円を加算 ※但し該当者のみ	1 日につき 6 円を加算 ※但し該当者のみ

Ⅷ　利用料の支払い等について

1　事業者は、利用者または家族に対しサービスの提供月の末日に利用料請求書を作成し送付若しくは持参します。利用者は毎月、１５日までに支払うものとします。

2　利用者は、下記のいずれかの方法で支払います。

① 指定口座振替

ア　自動払込　・郵便局　総合口座

・山陰合同銀行　　総合口座

・日本海信用金庫　総合口座

・島根県農業協同組合　総合口座

払込日　毎月１５日（自動払込の契約をして頂きます）

※手数料事業者負担

イ　振込み　・郵便局総合口座　　訪問看護ステーション ほっと

記号：1530　　番号：14299401

・山陰合同銀行　浜田支店　有限会社 ホットケアセンター

（普）３６１５９３１

・日本海信用金庫　東支店　有限会社 ホットケアセンター

（普）０２３９５１０

・島根県農業協同組合　浜田支店

有限会社 ホットケアセンター　介護屋さん ほっと

店舗番号：7735‐002　番号：0020819

② 現金集金　　期限までに利用料の支払いがされていない場合、またやむを得ない特別な事情がある場合は現金を集金します。

3　事業者は、後日領収書を送付します。

Ⅸ　苦情及び相談について

1　利用者または利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも下記の機関に苦情を申し立てることが出来ます。

2　苦情申し立て窓口

ア　事業所

・名　　称　　介護屋さん　ほっと
所 在 地　　島根県浜田市熱田町 705 番地 1
電話番号　　0855 - 25－5439
担 当 者　管理者　　藤田　麻紗子

① 浜田地区広域行政組合

所 在 地　島根県浜田市殿町 1 番地
電話番号　0855 - 25 - 1520　受付 8：30～17：15

② 浜田市役所　健康医療対策課

所 在 地　島根県浜田市殿町 1
電話番号　0855 - 22 - 2612　受付 8：30～17：15

③ 浜田市包括支援センター（社会福祉協議会　本所）

所 在 地　島根県浜田市野原町 859 - 1
電話番号　0855 - 22-3900　受付 8：30～17：15

④ 島根県運営適正化委員

所 在 地　島根県松江市東津田町 17413
いきいきプラザ島根 2F

電話番号　0852 - 32 - 5913　受付 8：30～17：00

⑤ 島根県国民健康保険団体連合会

所 在 地　島根県松江市学園一丁目 7 番 14 号
電話番号　0852 - 21 - 2811　受付 9：00～17：00

3　事業者は、利用者または家族から苦情の申し立てがあった場合、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
事業者は、利用者から苦情の申し立てがあった場合、これを理由としていかなる不利益な扱いを致しません。

Ⅹ　秘密保持

1　事業者及び従業員は正当な理由が無い限り、利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。

2　従業員は、事業所退職後も秘密保持の責任が継続されます。

3　サービス担当者会議等において、要介護者等及び家族等の個人情報を用いる場合は、要介護者等及び家族等の同意を、あらかじめ得ておくものとします。

Ⅺ　個人情報の取り扱い

1　事業者は、業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報を、介護上もしくは関係機関との連携を図るなど、正当な理由がある場合に、予め同意を得た上でその情報を用いる事、また必要な情報を収集する事があります。

Ⅻ　記録の整備

1　事業所は、職員、設備、備品、および会計に関する諸記録を整備します。

2　事業所は、指定訪問介護計画および実施報告書等の記録、その他の訪問介護・日常生活支援総合事業の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から５年間保存するものとします。

ⅩⅢ　介護サービスの提供記録の開示

事業者は利用の求めに応じて、サービス提供記録を開示するものとします。

ⅩⅣ　緊急時の対応

1　事業者は、利用者のサービス提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡し、必要な措置を行います。
※営業時間内

ⅩⅤ　事故発生時の対応

1　事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生利用者またのその家族の生命、身体、財産に創傷が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

ⅩⅥ　虐待防止に関する事項

当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、責任者を設置し、当事業所における虐待防止のための指針についての整備を行います。
虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等をする委員会を設置し、その結果について、従業者に周知徹底します。
従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

XVII　その他運営に関する重要事項

1　管理者は、社会的使命を十分認識し、職員の質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備します。

2　カスタマーハラスメントに関する事業所の考え方

事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくと共に、職員が安全で働きやすい環境を確保する事を大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

①　大声での叱責や威圧的な言動
②　人格を否定する発言や差別的な言動
③　業務の範囲を超えた過度な要求
④　長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまで通り誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

3　この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は、有限会社ホットケアセンターが定めるものとします。